

## 最高裁、30年ぶりに特許裁判地法を変更

連邦最高裁は2017年5月22日、注目の「TC ハートランド事件」(*TC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC*)で、これまでの特許裁判地法の解釈を狭め「州内法人とは法人格を有する州だけに所在するもの」と結論づけた。この判決により、フォーラムショッピング（法廷地漁り）が制限され、テキサス州東部地区に集中する特許訴訟が大きな影響を受けることになる。

本件は、Kraft Foods が TC Heartland を相手取りデラウェア州で特許侵害訴訟を提起したもの。被告の TC Heartland は、デラウェア州を裁判地とするのは適切でないとして、会社が設立されたインディアナ州に事件を移送するようデラウェア地裁に申し立てた。同地裁は、たとえ TC Heartland の製品の98%がデラウェア州外で販売されていたとしても、デラウェア州内で販売されていたのも事実であるとしてこの申し立てを退けた。連邦控訴裁（CAFC）も地裁判決を支持した。原告の TC Heartland は、この判決を不服として連邦最高裁に裁量上訴していた。

連邦最高裁は、8名の判事全員が30年続いた特許裁判地法の変更に賛成し、人的管轄があれば特許侵害訴訟をどの裁判所でも提起できるとした「VE ホールディング事件」連邦控訴裁判決（*VE Holding Corp. v. Johnson Gas Appliance Co.*, 917 F.2d 1574 (1990)）を変更した。10頁の短い判決文の中で最高裁は、裁判地法と同修正法の沿革を分析し、自らの先例である「フォアコー・グラス事件判決」（*Fourco Glass Co. v. Transmirra Products Corp.*, 353 U.S. 222, 226 (1957)）の解釈が正しいと結論づけた。州内法人は法人格をもつ州にだけ所在するのである。

この判決は、トーマス首席判事が執筆した。トーマス判事はその中で、パテント・トロールフォーラムショッピングや特許非実施団体（NPE）、テキサス州東部地区（全米の特許侵害訴訟の35%が持ち込まれる裁判地）などについて直接は触れていない。旧法下では、特許侵害が発生すれば被告はどこかの地裁にでも訴えることができた。そのため、いわゆる「パテント・トロール」が原告に有利な裁判所、特にテキサス州東部地区で裁判を起こすことが可能であった。本判決はテキサス州東部で訴えることができる特許訴訟の件数に大きな影響をもつであろう。今後は、ビジネスの目的で設立されることの多いデラウェア州の地裁での裁判件数が増えることになる。注意しなければならないのは、この判決が外国企業には影響を与えるものではない点である。

この判決により、民訴法 § 1400(b)に基づく特許侵害訴訟は、被告が設立された裁判地や、安定した事業拠点を持つ被告が侵害を行った裁判地にだけに提起できることになる。特許裁判地法の後段のくぐりだけは、テキサス州東部地区で安定的な事業拠点を持ち、そこで侵害品を販売している小売店に対する特許侵害訴訟が起こされることを意味すると言えよう。

この判決によって、米国の特許侵害裁判の景色が大きく変わることになる。